

令和5年度 横浜市大都市自治研究会（第1回） 会議録	
日 時	令和6年3月27日（水）午後3時30分～午後5時30分
開 催 場 所	横浜市役所 市庁舎31階レセプションルーム
出 席 者	辻座長、出雲委員（オンライン）、宇野委員、大杉委員、神尾委員、勢一委員、沼尾委員、野口委員、望月委員
欠 席 者	伊藤委員
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者0人）
議 題 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 出席者紹介 2 市長あいさつ 3 座長の選任、職務代理順の指定 4 調査審議事項（諮問文手交） 5 研究会の進め方 6 意見交換
決 定 事 項	<p>○本研究会の座長は、辻委員とする。職務代理順は、第1位を大杉委員、第2位を望月委員とする。</p> <p>○研究会の進め方については、事務局案のとおりとする。</p> <p>○意見交換を非公開とする。ただし、主な発言の要旨を公表する。</p>
議 事 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 出席者紹介 事務局から、本研究会の趣旨の説明と委員の紹介が行われた。 2 市長あいさつ 山中竹春 横浜市長から、挨拶が行われた。 3 座長の選任、職務代理順の指定 委員互選により、辻委員が座長に選任された。座長により、職務代理順第1位に大杉委員が、第2位に望月委員が指定された。 4 調査審議事項（諮問文手交） 市長から本研究会に対し、諮問が行われた。 諮問：「特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について」 5 研究会の進め方 本研究会の進め方については、事務局案のとおり了承された。 6 意見交換 自由な議論の場とするため、以後の議事について非公開とすることが出席委員の承諾により決定した。 事務局から資料の説明があり、委員の意見交換が行われた。（主な発言要旨は、次のとおり）
主 な 発 言	<p>（6 意見交換）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理特例制度を通じて、道府県と指定都市との関係が多様になってきている。特別市を考える上でも、この多様性の整理が重要な課題である。 ・法制化を考える際に、特別市制度が国民にとってどのような意味を持つのか、という議論を深めてもよい。 ・特別市は、中核性のある市をつくっていくための制度と考えるべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や緊急事態への対応を考えても、大都市の役割を明確にしていくことは重要である。 ・移行手続や住民投票の法制度化が大きな焦点になってくる。 ・日本全体の生産性を高めるハブとなる都市拠点の形成が必要であり、特別市は、そのための大都市制度の一つとして有効だと考えられる。 ・デジタル化や脱炭素など大きな社会課題に対する特別市の重要性を、未来志向で語っていく必要がある。 ・一般制度の方が整合性が高く望ましいが、難易度は上がる。法制化に当たっては、指定都市の多様性をどう考慮するか、留意する必要がある。 ・指定時だけでなく、廃止時の手続きと要件の議論も併せて必要である。 ・特別市の法制化に当たっては、道府県税の取扱い如何により、地方税法の改正が必要となる。道府県税をどうするかが論点となる。 ・全く新しい発想で構想するよりも、旧特別市制度の要素を時代に合わせて変えていく方が、制度改正の実現可能性が高くなるのではないか。 ・地方自治法をどう改正するかと、移行法制をどこまで精緻化するか、この2点が大きな論点となる。 ・特別市は、国と地方の基本的な関係の法制がある中での「特別」であり、特例措置としてどう法制化できるかという議論になると考える。 ・地方自治法の中に規定するのか、都構想のように別の法律で移行手続を定めるのか、2つの方向性がある。 ・日本全体にとってのプラスや懸念への答え、デジタル化や脱炭素の推進等の新しい要素などについても、大都市をモデルにどのような理念を打ち出せるか、可能な範囲で議論していく。 ・廃止された旧・特別市では、残余部分が大きな問題となった。地方交付税制度が定着し、デジタル化の中で税の賦課徴収が大きく変わってきている。未来志向でどう取り組めるのかということも、大きな論点になると考える。
<p style="text-align: center;">資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・座席表 ・諮問文 ・説明資料 ・横浜市附属機関設置条例 ・横浜市大都市自治研究会運営要綱 ・横浜特別市大綱
<p>特 記 事 項</p>	<p>次回研究会については、別途日程調整の上、開催日を決定する。</p>

(以 上)